

和歌山県困難な問題を抱える

女性支援基本計画

令和6年4月



目次

第1章 計画に関する基本事項

- 1. 基本的な考え方 1
 - (1) 策定の趣旨
 - (2) 計画の位置づけ
 - (3) 計画の期間・見直し
- 2. 計画の対象 2

第2章 本県における現状と今後の方針

- 1. 県内の現状 3
- 2. 本県における課題 10
- 3. 基本目標 11

第3章 取組の方向

- 1. 女性の人権を尊重する意識づくり 13
 - (1) 教育・啓発の充実
 - (2) 市町村における施策の促進
- 2. 困難な問題を抱える女性への包括的かつ継続的な支援 14
 - (1) 相談支援体制の充実
 - (2) 一時保護体制の充実
 - (3) 生活支援・自立支援
 - (4) 同伴児童等への支援
- 3. 困難な問題を抱える女性への支援体制の充実 17
 - (1) 支援体制の充実
 - (2) 関係機関との連携強化
 - (3) 民間団体との連携強化

第4章 参考資料

- 20

第1章 計画に関する基本事項

1. 基本的な考え方

(1) 策定の趣旨

女性の抱える問題が多様化、複雑化している中、支援を必要とする女性が抱えている問題やその背景、心身の状況等に応じた適切な支援を包括的に提供し、女性が安心かつ自立して暮らせる社会の実現に寄与することを目的として、令和4年5月19日に「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（令和4年法律第52号）」（以下、「困難女性支援法」という。）が成立しました。

また、令和5年3月29日には、「困難な問題を抱える女性への支援のための施策に関する基本的な方針（令和5年3月29日厚生労働省告示第111号）」（以下、「基本方針」という。）が公示されました。

この計画は、法や基本方針の内容を受け、困難な問題を抱える女性の福祉の増進及び自立に向けた施策を総合的かつ計画的に展開し、個々の支援対象となる女性に対して効果的に機能することを目指すために策定するものです。

(2) 計画の位置づけ

本計画は、困難女性支援法第8条第1項に基づき策定する県の基本計画です。

本計画は、「和歌山県長期総合計画」や「和歌山県配偶者等からの暴力の防止及び被害者支援基本計画」、「和歌山県男女共同参画基本計画」との整合性を図った計画とします。

(3) 計画の期間・見直し

計画の期間は、令和6年度から令和10年度までの5年間とします。

ただし、計画期間内であっても、困難女性支援法の改正や基本方針の改定、本県施策の実施状況等を勘案し、必要に応じて見直すものとします。

2. 計画の対象

本計画における「困難な問題を抱える女性」とは、困難女性支援法に定義される、性的な被害、家庭の状況、地域社会との関係性その他の様々な事情により日常生活又は社会生活を円滑に営む上で困難な問題を抱える女性をいい、現に問題を抱えている者のみならず、適切な支援を行わなければ将来的に問題を抱える状況になる可能性がある者を含んでいます。

また、法では、そもそも、女性が、女性であることにより、性暴力や性的虐待、性的搾取等の性的な被害に、より遭遇しやすい状況にあることや、予期せぬ妊娠等の女性特有の問題が存在することの他、不安定な就労状況や経済的困窮、孤立などの社会経済的困難等に陥るおそれがあること等を前提としたものであり、このような問題意識のもと、法が定義する状況に当てはまる女性であれば年齢、障害の有無、国籍等を問わず、性的搾取により従前から婦人保護事業の対象となってきた者を含め、必要に応じて法による支援の対象者となります。

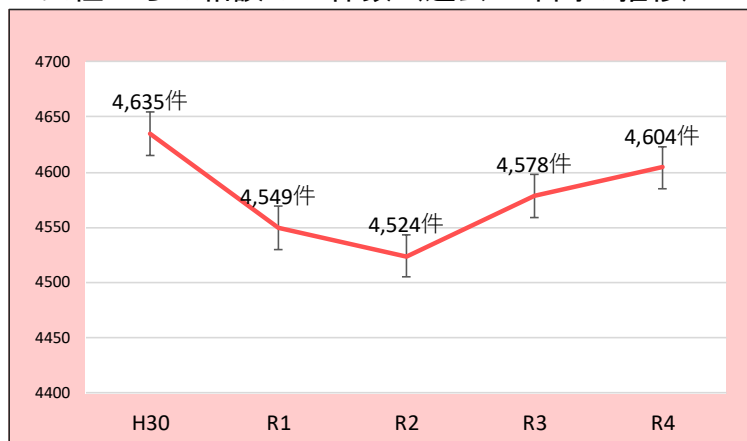
第2章 本県における現状と今後の方針

1. 県内の現状

- 県内には女性相談支援センター（旧女性相談所）が、1か所あります。
女性相談支援センターは、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（以下「DV防止法」という。）第3条第1項の規定により、配偶者暴力相談支援センターとしての役割も担っています。
- 女性相談支援員として、女性相談支援センターに7名、各振興局健康福祉部（串本支所含む）8か所に1名ずつ、中核市である和歌山市に2名、配置されています。
- 女性相談支援センターの他、県の相談支援機関として、性暴力救援センター和歌山「わかやまマイン」や、ジェンダー平等推進センター「りいぶる」があります。

県の女性相談支援員が受けた相談の状況

■ 女性からの相談のべ件数（過去5年間の推移）



<内訳>

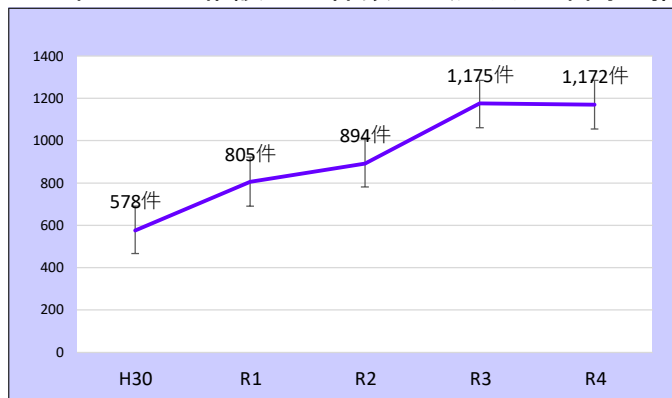
	H30	R1	R2	R3	R4
来所等相談	373	306	260	305	306
電話相談	4,251	4,242	4,263	4,271	4,289
出張相談等	11	1	1	2	9

- 県の女性相談支援員が受けた、女性からの相談のべ件数（電話相談・来所相談等の合計）の過去5年の推移を見ると、新型コロナウイルス感染症の感染拡大等により令和元年度から令和2年度にかけて来所相談が減っていますが、令和4年度には相談件数が増加傾向にあります。

性暴力救援センター和歌山「わかやまマイン」の相談の状況

- 性暴力被害に関する相談に支援員が対応し、カウンセリングや法律相談等、必要な支援を提供できる関係機関・団体につなぎ、連携して支援を行っています。

■ 女性からの相談のべ件数（過去5年間の推移）



<内訳>

	H30	R1	R2	R3	R4
来所等相談	200	207	164	235	289
電話相談	378	598	730	940	883

ジェンダー平等推進センター「りいぶる」の相談の状況

- ジェンダー平等の推進に資するため、配偶者等からの暴力（以下「DV」という。）を含む、自分らしく生きるうえで妨げとなる様々な悩みや問題について相談に応じています。令和4年度の相談件数は、継続相談者を含め、のべ1,843件（前年度比で37.4%増）となっています。

■ 相談のべ件数（過去5年間の推移）



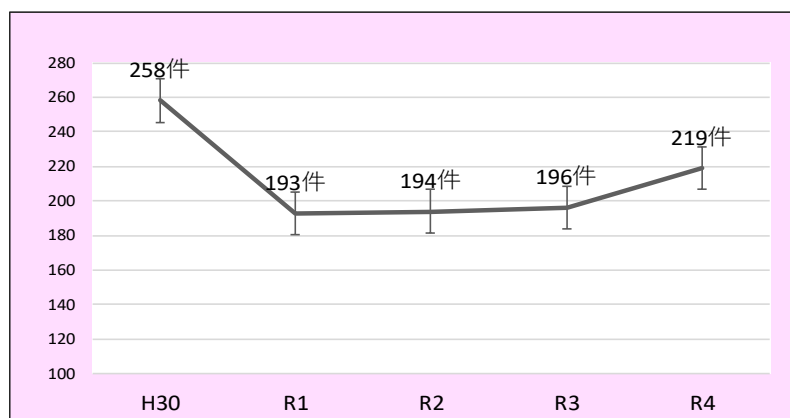
<内訳>

	H30	R1	R2	R3	R4
来所相談	121	112	103	79	85
電話相談	1,539	1,340	1,245	1,262	1,758
計	1,660	1,452	1,348	1,341	1,843
（うちDV相談）	88	75	71	87	75

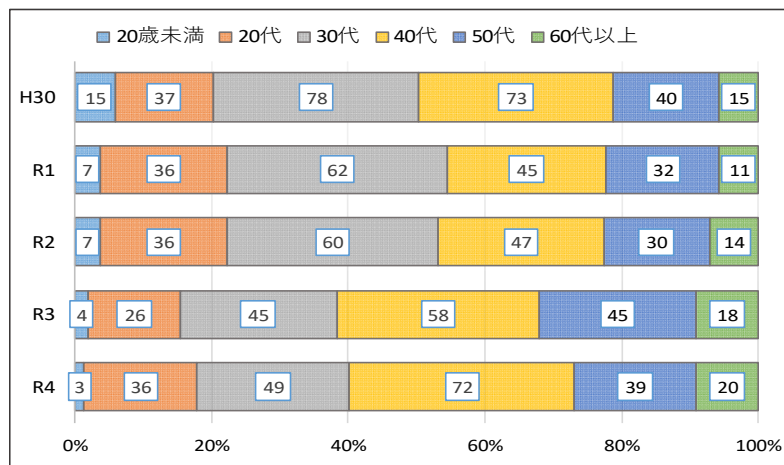
※専門相談（法律相談・カウンセリング・男性相談・LGBTQ相談）を含む。

女性性相談支援センターの利用者の状況

■ 来所相談の相談実件数（過去5年間の推移）

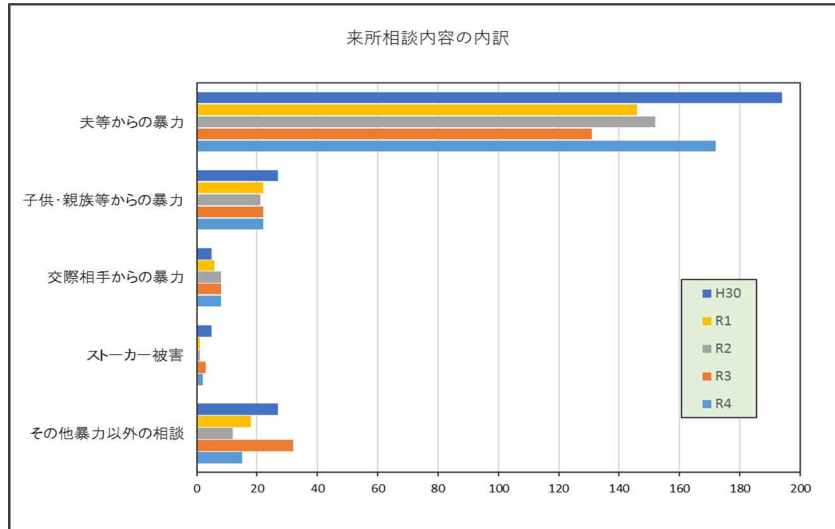


■ 来所相談の相談実件数【年代別】（過去5年間の推移）

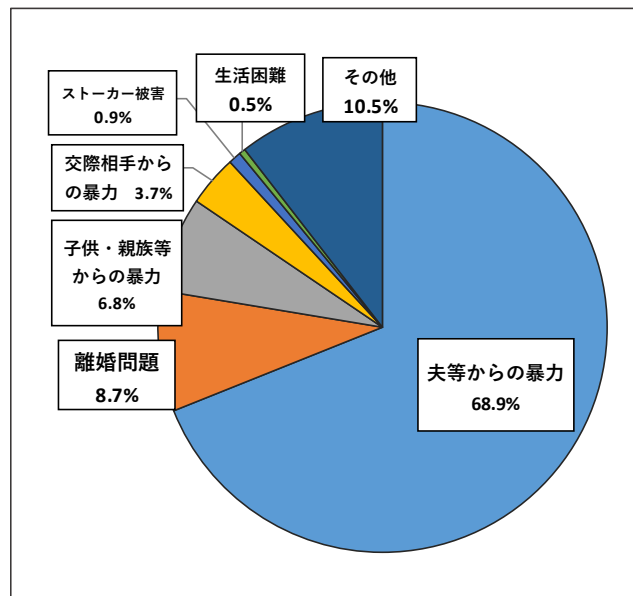


- 来所相談者を年代別で見ると、毎年30代から40代の方からの相談が半数以上を占めています。20代以下、50歳以上からの相談はそれぞれ約2割となっており、中でも若年層の女性からの相談は年々減ってきています。

■ 来所相談の相談実件数【相談理由別】（過去5年間の推移）



<令和4年度の来所相談件数【相談理由別内訳】>



- 来所相談者のうち、夫等からの暴力を受けた人は半数以上となっています。
令和4年度の内訳を見ると、身近な人（夫等、子ども・親族等、交際相手）からの暴力を理由に相談に来られた人の割合は79.4%と、約8割を占めています。

一時保護の状況

■ 一時保護された女性の実人員【事由別】（過去5年間の推移）

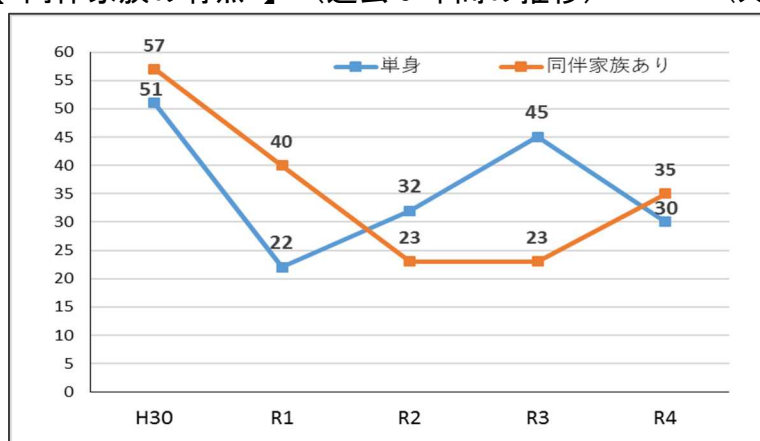
<本人>

(人)

	配偶者等 からの暴力	配偶者以外 からの暴力	生活困難等	人間関係	ストーカー 被害	売春関係 要保護者	帰宅先なし	合計
H30	76	15	5	9	3	0	0	108
R1	41	9	7	3	0	0	2	62
R2	38	6	4	1	0	1	5	55
R3	43	10	1	2	1	1	10	68
R4	46	5	0	4	1	0	9	65
平均件数	49	9	4	4	1	1	6	72
(割合)	(68%)	(13%)	(6%)	(6%)	(1%)	(1%)	(8%)	

【 同伴家族の有無 】（過去5年間の推移）

(人)



- 令和4年度中に一時保護された女性は65人で、同伴家族は71人となっています。保護理由の内訳は「配偶者等からの暴力」が最も多く、次に多い理由として「帰宅先なし」、「親等からの暴力」「人間関係」となっています。
- 過去5年間の推移を見ても、一時保護された女性のうち、約8割が配偶者や親族等からの暴力被害を受けた女性であることが分かります。
また、その他の理由としては、主に生活困難や人間関係、帰宅先がないことによるものが増えてきており、特に最近の傾向として、帰宅先がない方の割合が増えてきています。
- 一時保護された方のうち、单身の方と同伴家族がいる方の比率は、全体を通して大きく差がなく、その年の状況によって変わってきています。

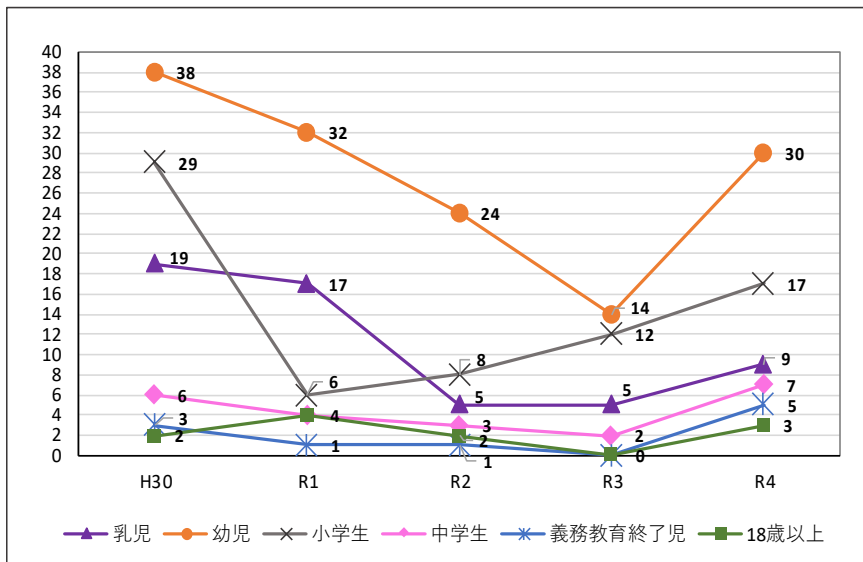
■ 同伴家族の内訳【事由別】（過去5年間の推移）

(人)

	配偶者等からの暴力	その他要保護女子	合計
H30	93	4	97
R1	53	11	64
R2	35	8	43
R3	25	8	33
R4	64	7	71

■ 同伴家族の内訳【属性別】（過去5年間の推移）

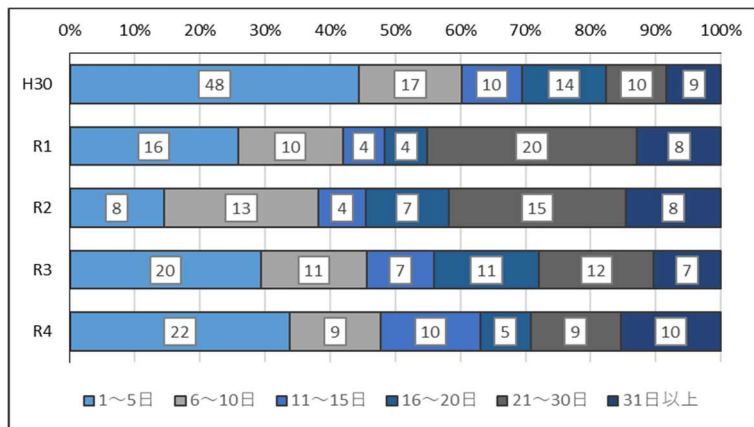
(人)



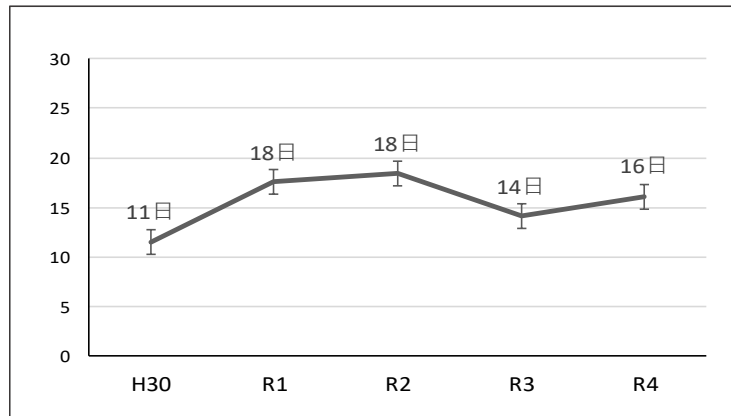
○ 一時保護された女性の同伴家族の内訳は、属性別に見ると、幼児が半数程度を占めており、その次に小学生、乳児となっています。

また、理由別の状況からも、DVを受けて保護された方が、同伴児童を連れて一時保護されている状況が多く見られ、児童虐待の可能性もあることがわかります。

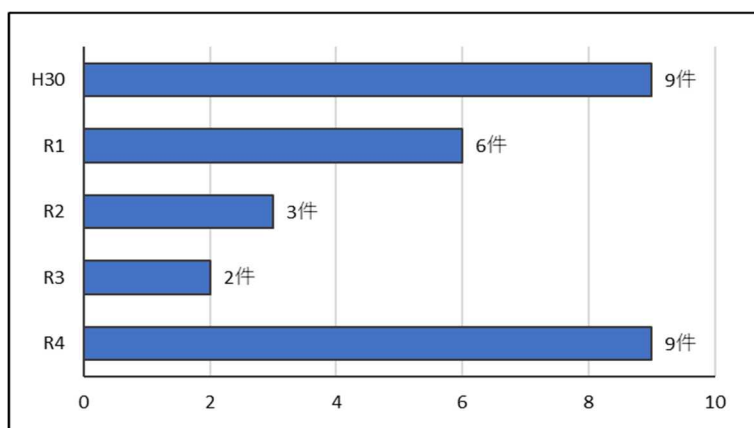
■一時保護の実人員【在所日数別】（過去5年間の推移）



<一時保護の平均在所日数（過去5年間の推移）>



■一時保護委託件数【実人員】（過去5年間の推移）



○ また、県内には女性相談支援センターの他、女性の保護や自立支援を行っている施設として、女性自立支援施設（旧婦人保護施設）が1か所、自立援助ホームが7か所、母子生活支援施設が4か所あります。

2. 本県における課題

■支援対象者への広報・啓発

来所相談に来る女性のほとんどが30歳以上の女性となっており、10代から20代の若年層の女性に対して、十分な広報周知ができていない可能性があります。

また、県内の一時保護件数の推移は年々減少しており、主な理由として「仕事や学校を休みたくない」、「外出が自由にできない」等があげられている※ことから、行政による支援が敬遠されていると考えられるため、支援への抵抗感を低減させる必要があります。

※ 厚生労働省「婦人保護事業等における支援実態等に関する調査研究、婦人保護施設における性暴力を受けた被害者に対する支援プログラムに関する調査研究報告書」（平成30年3月）参照。

■施設退所後のアフターケア

一時保護所や女性自立支援施設の退所者について、退所後の生活状況の把握ができていないため、民間団体等の関係機関と連携しながら、退所後のアフターケアを適切に行うことができる体制を作ることが課題と考えられます。

■民間団体との連携

県内には困難を抱える女性の支援を行う民間団体の数が少ないため、児童虐待やDV被害者支援等の近接領域において活動している民間団体と協働し、相談者に応じたより細やかな対応が可能となるような支援を進めるとともに、民間団体の立ち上げ支援を行う必要があります。

3. 基本目標

本計画の目指すべき方向を

「困難な問題を抱える女性が安心して、自立して暮らせる社会の実現」

と定め、その実現に向けたより具体的な次の基本目標を設定し、
個々の課題に取り組むこととします。

基本目標 1 女性の人権を尊重する意識づくり

…周知・広報・啓発

基本目標 2 困難な問題を抱える女性への包括的かつ継続的な支援

…支援の充実・自立支援

基本目標 3 困難な問題を抱える女性への支援体制の充実

…体制の整備（人材育成、民間団体との連携等）

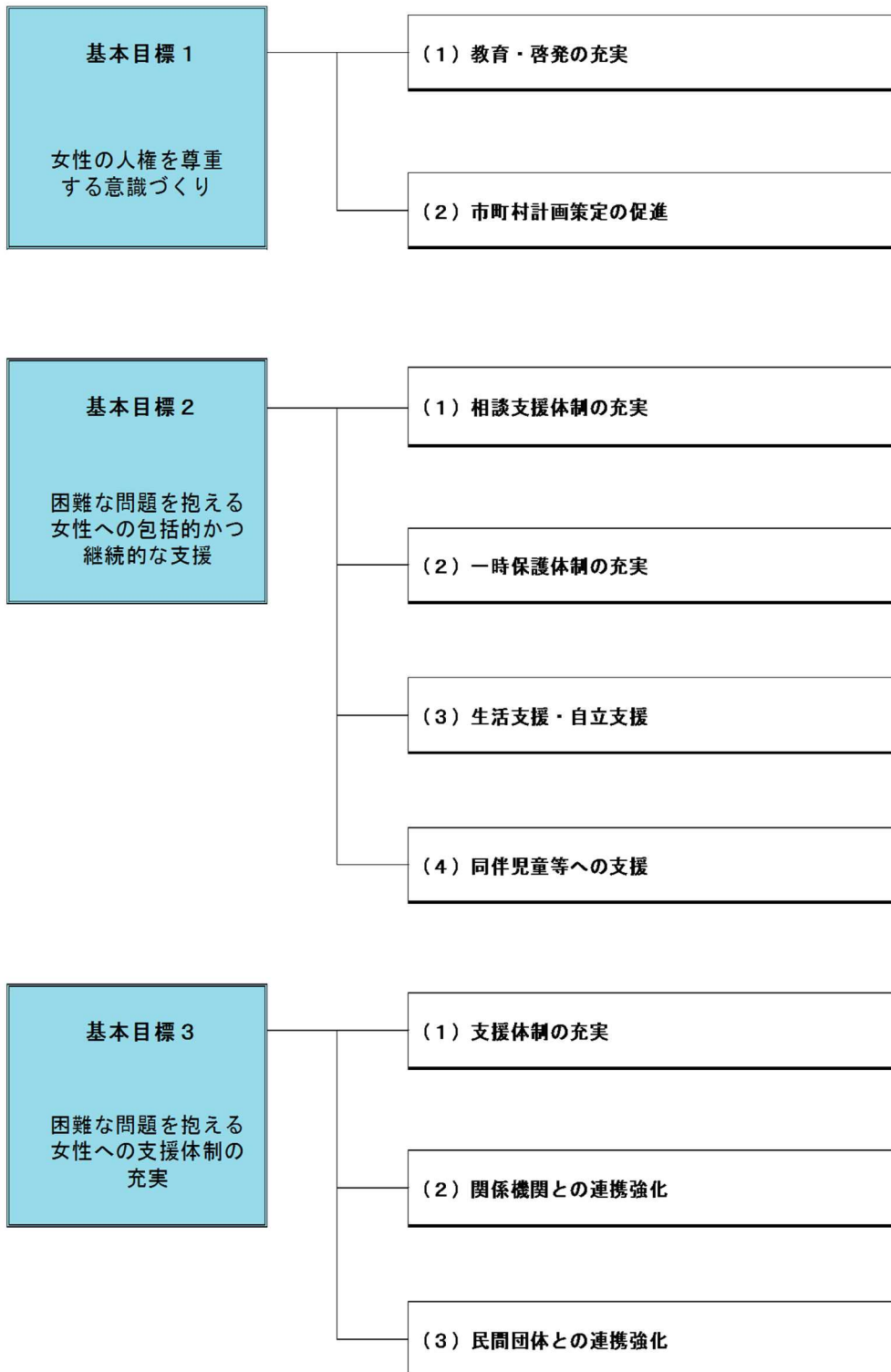
数値目標

指標	現状		目標
	年度	数値	
県が実施する県民を対象とした女性の支援に関する講座・研修ののべ参加者数（5年間の累計）	2018～ 2022	352	500
県が実施する女性支援従事者（関係機関含む）を対象とした研修ののべ参加者数（5年間の累計）	2018～ 2022	1,386	2,000
困難女性支援法に基づく基本計画を策定している自治体数	2023	- (策定予定なし)	全市町村 (30)
女性支援のための会議（庁内連携会議を含む。）を設置・開催している自治体数	2023	- (設置予定なし)	全市町村 (30)

【参考 1】DV防止法に基づく基本計画策定市町村数 ……24 市町（2023 年度）

【参考 2】庁内DV連携会議設置市町村数 …… 7 市町村（2023 年度）

施策体系



第3章 取組の方向

1. 女性の人権を尊重する意識づくり

(1) 教育・啓発の充実

自己がかけがえのない個人であること、困難に直面した場合は支援を受けることができる等といった意識の醸成を図るため、関係機関と連携し、性暴力被害防止や女性支援施策に関する教育・啓発、広報を実施します。

- 多様な生き方支援課、ジェンダー平等推進センターにおいては、女性に対するあらゆる暴力の根絶や、固定的な性別役割分担意識の解消のための教育・啓発を推進します。
- 広報紙やホームページ等により、女性が困難な問題を抱えた場合に相談できる窓口や活用できる施策等の周知を図ります。
また、市町村に対しても同様に、啓発が行われるよう働きかけます。
- 幼児教育施設においては、こどもの発達段階に応じた人権を大切にする心を育む教育・保育を推進します。
- 学校においては、児童生徒の発達の段階に応じた人権教育や男女平等の理念に基づく教育等により、児童生徒が性別にとらわれることなく互いを尊重し、自らの意思で行動できる力を育む教育を推進します。
- 日本語の理解が十分に出来ない外国人に対しては、外国語パンフレットにより相談窓口等の情報を提供します。
- 高齢者や障害のある人にも適切に情報が提供できるよう、関係機関等に協力を依頼します。

(2) 市町村における施策の促進

市町村は、最も身近な行政主体として、相談の受付や地域における継続的な自立支援等について重要な役割を担っています。

県は、市町村が住民のニーズに対応した女性支援の施策を円滑に実施できるよう、情報提供や関係機関との連携を行います。

- 地域の実情に合わせた市町村基本計画が策定されるよう働きかけを行い、市町村事業の効果的な実施による支援の充実につなげます。

2. 困難な問題を抱える女性への包括的かつ継続的な支援

(1) 相談支援体制の充実

困難な問題を抱える女性の背景には、様々な問題が複雑に絡み合っている場合が多く、年齢や障害の有無、国籍等を問わずに支援の対象となりうることから、あらゆる人権に配慮したうえで、本人に寄り添い、必要な支援につなぐことができる体制の整備が必要です。

また、住民にとって身近な市町村においても、同様に被害者の相談に応じることができる体制づくりが求められています。

- 女性相談支援センターは相談機関の中核として、県内の女性相談支援員や性暴力救済センター和歌山「わかやまマイン」等と連携し、相談支援を実施します。
また、外国人や障害のある方については必要に応じて通訳等を確保して対応し、性自認が女性であるトランスジェンダーの者については、その状況や相談内容を踏まえ、他の支援対象者にも配慮しつつ、関係機関等とも連携して可能な支援を検討します。
- 性的暴力等の相談があった際には、緊急医療等の対応が必要となる場合があるため、性暴力救済センター和歌山「わかやまマイン」や警察等の関係機関と緊密に連携し、対応します。
- ジェンダー平等推進センターにおいては、男女共同参画相談員による総合相談、女性弁護士による法律相談、女性カウンセラーによるカウンセリング、専門の相談員によるLGBTQ相談を実施し、必要に応じて女性相談支援センターや関係機関等に引き継ぎのうえ、連携して対応します。
- 県国際交流センターにおいて、英語・中国語・フィリピン語の言語で外国人の生活相談を実施します。
- 人権局、各振興局及び公益財団法人和歌山県人権啓発センターにおいて、DVを含む人権相談に対応し、相談員が必要に応じて法律相談の案内や関係機関等への引き継ぎを行います。
- 支援対象者が犯罪被害を受けていた場合、被害者等支援に精通している弁護士による法律相談を無料で受けられる機会を提供し、犯罪被害者等に対する相談体制の充実を図ります。

- 民間団体等が実施する相談対応について、必要に応じて県女性相談支援センター等と連携するよう協力を求めます。
- 市町村における相談窓口や情報提供窓口の設置を促進し、地域の実情に応じて女性相談支援センターとしての機能の確保が図られるよう働きかけるとともに、必要な支援を行います。

(2) 一時保護体制の充実

困難な問題を抱える女性の生命又は心身の安全が確保されないおそれがあるときなどに、安全を確保し、心身を休め、自立に向けた準備をするために、本人の意思に基づき、一時保護を実施します。

- 女性相談支援センターが一時保護を実施しますが、被害者の状況を考慮して、民間施設への一時保護委託や県域を越えた一時保護にも対応します。
また、居場所がない等の様々な理由により、中長期的な支援が必要となる場合は、女性自立支援施設への入所決定等も実施します。
- DV被害者など秘匿性を担保する必要がある女性、通学・通勤等の社会生活を確保することが優先される女性等、支援を必要とする女性それぞれの状況に応じた一時保護又は一時保護委託先の確保に努めます。
- 同伴児や支援対象者本人が未成年者であった場合、児童相談所等と連携し、支援を実施します。
- 心理療法担当職員の配置等により、被害者や同伴児の心のケアを実施できる体制を整備します。
- 支援対象者が関係機関等への相談や手続きが必要となった場合には、職員が同行して、安全の確保を図ります。
- 外国人の方で在留資格等の手続きが必要な場合には、入国管理局に対して、相談者の状況を考慮した対応について協力を求めます。
- 支援対象者の個人情報の取り扱いについては、個人のプライバシーを尊重したうえで万全を期するものとし、連携・協力する関係機関等への情報管理の徹底を求めます。

(3) 生活支援・自立支援

支援対象者の自立とは、経済的な自立のみではなく、安定的に日常生活や社会生活を営めることを含み、「本人の自己決定」及び「自己選択」が重要な要素とされています。支援対象者が自己決定できるよう、対象者に寄り添い、十分な情報提供や支援を実施します。

- 女性相談支援センターにおいて、支援対象者の自立を促進するため、一時保護委託先や女性自立支援施設と連携しながら、次のような生活・自立支援を実施します。

① 被害回復にかかる支援

心理療法担当職員の配置等により、性暴力等や配偶者等からの暴力被害を受けていた被害者や同伴児の心のケアを実施します。

② 医療保険等の手続き支援

医療保険や年金等の手続きについて助言し、必要に応じて関係機関等への同行支援を行います。

③ 経済的な支援

生活保護制度や児童手当、児童扶養手当等の福祉制度の利用について助言し、必要に応じて福祉事務所等関係機関等に引き継ぎを行います。

④ 住宅の支援

住居が確保できるまで、相談者の希望に応じて、住居探しから入居まで同行等の支援をします。保証人が確保できない場合は、民間の家賃債務保証会社等の利用について助言します。

⑤ 就業の支援

職業訓練や職場適応訓練等について、ハローワーク等と連携して対応します。

⑥ 子育て支援

子どもを預ける必要がある支援対象者に対しては、保育所やショートステイ等の子育て支援事業の活用について助言し、必要に応じて市町村等に引き継ぎを行います。

⑦ その他の支援

離婚手続に関する助言や弁護士による法律相談窓口の紹介等を行います。

また、支援対象者の状況に応じて関係機関と連携しながら、施設の退所後においても安定して自立した生活が営めるよう、繋がり続けるアフターケアの実施を検討します。

(4) 同伴児童等への支援

DV等の被害を受けた場合、こどもに感情や感覚の調整ができない等の症状が残ることがあり、場合によっては被害者とこどもを分離して、こどもの心のケアを行うことがあります。

また、こどもに対し、保育の機会や教育の場が確保されるよう対策を講じる必要があります。

- 同伴家族に児童がいる場合、児童相談所や市町村の児童福祉主管課、教育機関等と連携し、対応します。
また、児童相談所をはじめ学校、保育所、幼稚園等こどもに関わる機関は、こどもの心のケアについて連携して支援します。
- 住民票の登録がなされていない場合でも、保育所や母子保健サービス等の子育て支援事業が受けられることについて助言し、必要に応じて市町村等に引き継ぎを行います。
- 転校等が必要な場合には、教育委員会等に協力を求めます。
また、教育委員会等に対しては、支援対象者等の情報管理の徹底を求めます。

3. 困難な問題を抱える女性への支援体制の充実

(1) 支援体制の充実

支援対象者へ適切な支援を実施するために、支援にかかわる関係機関・団体の職員に対して、専門的知識の習得や資質の向上を図る必要があります。

また、相談支援員は支援対象者の立場に寄り添い、関係機関と連絡調整を行いながら必要な支援を行う重要な役割であるため、支援のための能力向上に努めるとともに、相談支援員自身のケア等、その業務をサポートする体制の整備が必要です。

- 特に支援の中核機関となる、女性相談支援センター、女性相談支援員、女性自立支援施設においては日常的に連携し、包括的・継続的な支援体制を充実させます。
- 女性相談支援センターは、これまで蓄積したノウハウを活用し、女性相談支援員や市町村の相談窓口担当職員、関係機関等に対して実践的な研修を実施し、地域における支援者の育成に努めるとともに、相談対応能力の向上を支援します。

- 研修会等に、女性相談支援員や支援に携わる者等を講師として派遣するなどの支援を行います。
- 相談支援員自身が数多くの相談を受けるうち、心理的負担により落ち込んでしまったり、無気力状態になるなど否定的な心理状態に陥ったりすることがあるため、相談支援員の様子の変化に十分配慮し、心理療法担当職員によるカウンセリングを実施したり、必要に応じて専門医の受診につなげる等早期発見、早期対応に努めます。

(2) 関係機関との連携強化

女性支援の実施については、多岐にわたる支援が必要となる場合も多くあり、支援対象者本人を中心に、すべての関係機関等が連携・協働することが重要です。

また、相談・保護・自立支援の各段階において、関係機関等が各々の役割を認識して、必要な支援を的確に行うためには、日頃から情報交換や、女性支援に関する協議を行う場が必要となります。

- 女性支援は様々な分野に関係するため、男女共同参画や児童福祉等に関わる職員に対しても情報共有等を行うなど、女性支援に関連する部局間における理解を促進させます。
- 女性相談支援センターや児童相談所、配偶者暴力相談支援センター、性暴力救援センター和歌山「わかやまマイン」等関係機関により構成される会議体（DV被害者支援ネットワーク会議（全体会・振興局単位の会議））を支援調整会議として活用し、支援対象者が適切な支援を受けられる体制を整備します。
- 既存の関係団体ネットワークを通じて関係機関等の相互の連携強化を図り、研修等を通じた情報共有等により、女性支援にかかる理解や認識を深めます。
共有される情報内に個人情報が含まれている場合、個人情報の保護に関する法律等関係法に基づき適切に取り扱います。
- 支援対象者への支援については女性自立支援センターにおいて、個別ケース会議により決定します。
- 特に、虐待等の家庭環境を背景とする若年女性のうち未成年の一時保護に際しては、困難な問題を抱える女性であると同時に児童でもあることから、児童相談所と適切に連携する体制を確保します。

- 女性相談支援センターや女性相談支援員は、地域の民生委員や児童委員、人権擁護委員、保護司及び更生保護事業を営む者等と協力・連携し、円滑な支援を実施します。
- 各市町村単位での支援調整会議が設置されるよう、促進します。

(3) 民間団体との連携強化

民間団体や被害者支援団体の中には、相談や保護等の支援についてノウハウや経験が豊富にある場合があります。行政だけで被害者の支援を行うには限界があり、このような民間団体等と連携することで、よりきめ細かな支援の実施が期待されます。

- 民間団体等との連携を図りながら、より効果的に啓発活動や自立支援等を実施するとともに、支援対象者が早期に相談につながるための取り組みや、行政機関に相談することのハードルが高いために相談窓口にたどり着けない女性、支援を受けられることに気づかない女性等がいることに配慮した居場所の提供等に関する取り組みについて、実施を検討します。
- 近接分野において活動している団体等への情報提供等により、事業実施への協力を働きかけ、各地域における支援の実質的な担い手となるような、女性支援を行う意向のある民間団体の立ち上げ支援や、運営・人材育成の支援について、検討します。

第4章 参考資料

◎ 困難な問題を抱える女性への支援に関する法律

(令和四年法律第五十二号)

目次

- 第一章 総則（第一条—第六条）
- 第二章 基本方針及び都道府県基本計画等（第七条・第八条）
- 第三章 女性相談支援センターによる支援等（第九条—第十五条）
- 第四章 雑則（第十六条—第二十二条）
- 第五章 罰則（第二十三条）

附則

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、女性が日常生活又は社会生活を営むに当たり女性であることにより様々な困難な問題に直面することが多いことに鑑み、困難な問題を抱える女性の福祉の増進を図るため、困難な問題を抱える女性への支援に関する必要な事項を定めることにより、困難な問題を抱える女性への支援のための施策を推進し、もって人権が尊重され、及び女性が安心して、かつ、自立して暮らせる社会の実現に寄与することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において「困難な問題を抱える女性」とは、性的な被害、家庭の状況、地域社会との関係性その他の様々な事情により日常生活又は社会生活を円滑に営む上で困難な問題を抱える女性（そのおそれのある女性を含む。）をいう。

（基本理念）

第三条 困難な問題を抱える女性への支援のための施策は、次に掲げる事項を基本理念として行われなければならない。

- 一 女性の抱える問題が多様化するとともに複合化し、そのために複雑化していることを踏まえ、困難な問題を抱える女性が、それぞれの意思が尊重されながら、抱えている問題及びその背景、心身の状況等に応じた最適な支援を受けられるようにすることにより、その福祉が増進されるよう、その発見、相談、心身の健康の回復のための援助、自立して生活するための援助等の多様な支援を包括的に提供する体制を整備すること。
- 二 困難な問題を抱える女性への支援が、関係機関及び民間の団体の協働により、早期から切れ目なく実施されるようにすること。
- 三 人権の擁護を図るとともに、男女平等の実現に資することを旨とすること。

（国及び地方公共団体の責務）

第四条 国及び地方公共団体は、前条の基本理念にのっとり、困難な問題を抱える女性への支援のために必要な施策を講ずる責務を有する。

（関連施策の活用）

第五条 国及び地方公共団体は、困難な問題を抱える女性への支援のための施策を講ずるに当たっては、必要に応じて福祉、保健医療、労働、住まい及び教育に関する施策その他の関連施策の活用が図られるよう努めなければならない。

（緊密な連携）

第六条 国及び地方公共団体は、困難な問題を抱える女性への支援のための施策を講ずるに当たっては、関係地方公共団体相互間の緊密な連携が図られるとともに、この法律に基づ

く支援を行う機関と福祉事務所（社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）に規定する福祉に関する事務所をいう。）、児童相談所、児童福祉施設（児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第七条第一項に規定する児童福祉施設をいう。）、保健所、医療機関、職業紹介機関（労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律（昭和四十一年法律第三百十二号）第二条に規定する職業紹介機関をいう。）、職業訓練機関、教育機関、都道府県警察、日本司法支援センター（総合法律支援法（平成十六年法律第七十四号）第十三条に規定する日本司法支援センターをいう。）、配偶者暴力相談支援センター（配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成十三年法律第三十一号）第三条第一項に規定する配偶者暴力相談支援センターをいう。）その他の関係機関との緊密な連携が図られるよう配慮しなければならない。

第二章 基本方針及び都道府県基本計画等

（基本方針）

第七条 厚生労働大臣は、困難な問題を抱える女性への支援のための施策に関する基本的な方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。

- 2 基本方針においては、次に掲げる事項につき、次条第一項の都道府県基本計画及び同条第三項の市町村基本計画の指針となるべきものを定めるものとする。
 - 一 困難な問題を抱える女性への支援に関する基本的な事項
 - 二 困難な問題を抱える女性への支援のための施策の内容に関する事項
 - 三 その他困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施に関する重要事項
- 3 厚生労働大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議しなければならない。
- 4 厚生労働大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

（都道府県基本計画等）

第八条 都道府県は、基本方針に即して、当該都道府県における困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「都道府県基本計画」という。）を定めなければならない。

- 2 都道府県基本計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - 一 困難な問題を抱える女性への支援に関する基本的な方針
 - 二 困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施内容に関する事項
 - 三 その他困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施に関する重要事項
- 3 市町村（特別区を含む。以下同じ。）は、基本方針に即し、かつ、都道府県基本計画を勘案して、当該市町村における困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「市町村基本計画」という。）を定めるよう努めなければならない。
- 4 都道府県又は市町村は、都道府県基本計画又は市町村基本計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 5 厚生労働大臣は、都道府県又は市町村に対し、都道府県基本計画又は市町村基本計画の作成のために必要な助言その他の援助を行うよう努めなければならない。

第三章 女性相談支援センターによる支援等

（女性相談支援センター）

第九条 都道府県は、女性相談支援センターを設置しなければならない。

- 2 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下「指定都市」という。）は、女性相談支援センターを設置することができる。
- 3 女性相談支援センターは、困難な問題を抱える女性への支援に関し、主として次に掲げる業務を行うものとする。

- 一 困難な問題を抱える女性に関する各般の問題について、困難な問題を抱える女性の立場に立って相談に応ずること又は第十一条第一項に規定する女性相談支援員若しくは相談を行う機関を紹介すること。
- 二 困難な問題を抱える女性（困難な問題を抱える女性とその家族を同伴する場合にあっては、困難な問題を抱える女性及びその同伴する家族。次号から第五号まで及び第十二条第一項において同じ。）の緊急時における安全の確保及び一時保護を行うこと。
- 三 困難な問題を抱える女性の心身の健康の回復を図るため、医学的又は心理学的な援助その他の必要な援助を行うこと。
- 四 困難な問題を抱える女性が自立して生活することを促進するため、就労の支援、住宅の確保、援護、児童の保育等に関する制度の利用等について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。
- 五 困難な問題を抱える女性が居住して保護を受けることができる施設の利用について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。
- 4 女性相談支援センターは、その業務を行うに当たっては、その支援の対象となる者の抱えている問題及びその背景、心身の状況等を適切に把握した上で、その者の意向を踏まえながら、最適な支援を行うものとする。
- 5 女性相談支援センターに、所長その他所要の職員を置く。
- 6 女性相談支援センターには、第三項第二号の一時保護を行う施設を設けなければならない。
- 7 第三項第二号の一時保護は、緊急に保護することが必要と認められる場合その他厚生労働省令で定める場合に、女性相談支援センターが、自ら行い、又は厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行うものとする。
- 8 前項の規定による委託を受けた者若しくはその役員若しくは職員又はこれらの者であった者は、正当な理由がなく、その委託を受けた業務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。
- 9 第三項第二号の一時保護に当たっては、その対象となる者が監護すべき児童を同伴する場合には、当該児童の状況に応じて、当該児童への学習に関する支援が行われるものとする。
- 10 女性相談支援センターは、その業務を行うに当たっては、必要に応じ、困難な問題を抱える女性への支援に関する活動を行う民間の団体との連携に努めるものとする。
- 11 前各項に定めるもののほか、女性相談支援センターに関し必要な事項は、政令で定める。

（女性相談支援センターの所長による報告等）

第十条 女性相談支援センターの所長は、困難な問題を抱える女性であつて配偶者のないもの又はこれに準ずる事情にあるもの及びその者の監護すべき児童について、児童福祉法第六条の三第十八項に規定する妊産婦等生活援助事業の実施又は同法第二十三条第二項に規定する母子保護の実施が適当であると認めるときは、これらの者を当該妊産婦等生活援助事業の実施又は当該母子保護の実施に係る都道府県又は市町村の長に報告し、又は通知しなければならない。

（女性相談支援員）

第十一条 都道府県（女性相談支援センターを設置する指定都市を含む。第二十条第一項（第四号から第六号までを除く。）並びに第二十二條第一項及び第二項第一号において同じ。）は、困難な問題を抱える女性について、その発見に努め、その立場に立って相談に応じ、及び専門的技術に基づいて必要な援助を行う職務に従事する職員（以下「女性相談支援員」という。）を置くものとする。

2 市町村（女性相談支援センターを設置する指定都市を除く。第二十条第二項及び第二十二條第二項第二号において同じ。）は、女性相談支援員を置くよう努めるものとする。

- 3 女性相談支援員の任用に当たっては、その職務を行うのに必要な能力及び専門的な知識経験を有する人材の登用に特に配慮しなければならない。

(女性自立支援施設)

第十二条 都道府県は、困難な問題を抱える女性を入所させて、その保護を行うとともに、その心身の健康の回復を図るための医学的又は心理学的な援助を行い、及びその自立の促進のためにその生活を支援し、あわせて退所した者について相談その他の援助を行うこと(以下「自立支援」という。)を目的とする施設(以下「女性自立支援施設」という。)を設置することができる。

- 2 都道府県は、女性自立支援施設における自立支援を、その対象となる者の意向を踏まえながら、自ら行い、又は市町村、社会福祉法人その他適当と認める者に委託して行うことができる。
- 3 女性自立支援施設における自立支援に当たっては、その対象となる者が監護すべき児童を同伴する場合には、当該児童の状況に応じて、当該児童への学習及び生活に関する支援が行われるものとする。

(民間の団体との協働による支援)

第十三条 都道府県は、困難な問題を抱える女性への支援に関する活動を行う民間の団体と協働して、その自主性を尊重しつつ、困難な問題を抱える女性について、その意向に留意しながら、訪問、巡回、居場所の提供、インターネットの活用、関係機関への同行その他の厚生労働省令で定める方法により、その発見、相談その他の支援に関する業務を行うものとする。

- 2 市町村は、困難な問題を抱える女性への支援に関する活動を行う民間の団体と協働して、その自主性を尊重しつつ、困難な問題を抱える女性について、その意向に留意しながら、前項の業務を行うことができる。

(民生委員等の協力)

第十四条 民生委員法(昭和三十二年法律第九十八号)に定める民生委員、児童福祉法に定める児童委員、人権擁護委員法(昭和三十四年法律第三百三十九号)に定める人権擁護委員、保護司法(昭和三十五年法律第二百四号)に定める保護司及び更生保護事業法(平成七年法律第八十六号)に定める更生保護事業を営む者は、この法律の施行に関し、女性相談支援センター及び女性相談支援員に協力するものとする。

(支援調整会議)

第十五条 地方公共団体は、単独で又は共同して、困難な問題を抱える女性への支援を適切かつ円滑に行うため、関係機関、第九条第七項又は第十二条第二項の規定による委託を受けた者、困難な問題を抱える女性への支援に関する活動を行う民間の団体及び困難な問題を抱える女性への支援に従事する者その他の関係者(以下この条において「関係機関等」という。)により構成される会議(以下この条において「支援調整会議」という。)を組織するよう努めるものとする。

- 2 支援調整会議は、困難な問題を抱える女性への支援を適切かつ円滑に行うために必要な情報の交換を行うとともに、困難な問題を抱える女性への支援の内容に関する協議を行うものとする。
- 3 支援調整会議は、前項に規定する情報の交換及び協議を行うため必要があると認めるときは、関係機関等に対し、資料又は情報の提供、意見の開陳その他必要な協力を求めることができる。
- 4 関係機関等は、前項の規定による求めがあった場合には、これに協力するよう努めるものとする。
- 5 次の各号に掲げる支援調整会議を構成する関係機関等の区分に従い、当該各号に定める者は正当な理由がなく、支援調整会議の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。
 - 一 国又は地方公共団体の機関 当該機関の職員又は職員であった者
 - 二 法人 当該法人の役員若しくは職員又はこれらの者であった者

- 三 前二号に掲げる者以外の者 支援調整会議を構成する者又は当該者であった者
6 前各項に定めるもののほか、支援調整会議の組織及び運営に関し必要な事項は、支援調整会議が定める。

第四章 雑則

(教育及び啓発)

第十六条 国及び地方公共団体は、この法律に基づく困難な問題を抱える女性への支援に関し国民の関心と理解を深めるための教育及び啓発に努めるものとする。

- 2 国及び地方公共団体は、自己がかけがえのない個人であることについての意識の涵(かん)養に資する教育及び啓発を含め、女性が困難な問題を抱えた場合にこの法律に基づく支援を適切に受けることができるようにするための教育及び啓発に努めるものとする。

(調査研究の推進)

第十七条 国及び地方公共団体は、困難な問題を抱える女性への支援に資するため、効果的な支援の方法、その心身の健康の回復を図るための方法等に関する調査研究の推進に努めるものとする。

(人材の確保等)

第十八条 国及び地方公共団体は、困難な問題を抱える女性への支援に従事する者の適切な処遇の確保のための措置、研修の実施その他の措置を講ずることにより、困難な問題を抱える女性への支援に係る人材の確保、養成及び資質の向上を図るよう努めるものとする。

(民間の団体に対する援助)

第十九条 国及び地方公共団体は、困難な問題を抱える女性への支援に関する活動を行う民間の団体に対し、必要な援助を行うよう努めるものとする。

(都道府県及び市町村の支弁)

第二十条 都道府県は、次に掲げる費用(女性相談支援センターを設置する指定都市にあっては、第一号から第三号までに掲げる費用に限る。)を支弁しなければならない。

- 一 女性相談支援センターに要する費用(次号に掲げる費用を除く。)
 - 二 女性相談支援センターが行う第九条第三項第二号の一時保護(同条第七項に規定する厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行う場合を含む。)及びこれに伴い必要な事務に要する費用
 - 三 都道府県が置く女性相談支援員に要する費用
 - 四 都道府県が設置する女性自立支援施設の設備に要する費用
 - 五 都道府県が行う自立支援(市町村、社会福祉法人その他相当と認める者に委託して行う場合を含む。)及びこれに伴い必要な事務に要する費用
 - 六 第十三条第一項の規定により都道府県が自ら行い、又は民間の団体に委託して行う困難な問題を抱える女性への支援に要する費用
- 2 市町村は、市町村が置く女性相談支援員に要する費用を支弁しなければならない。
 - 3 市町村は、第十三条第二項の規定により市町村が自ら行い、又は民間の団体に委託して行う困難な問題を抱える女性への支援に要する費用を支弁しなければならない。

(都道府県等の補助)

第二十一条 都道府県は、社会福祉法人が設置する女性自立支援施設の設備に要する費用の四分の三以内を補助することができる。

- 2 都道府県又は市町村は、第十三条第一項又は第二項の規定に基づく業務を行うに当たって、法令及び予算の範囲内において、困難な問題を抱える女性への支援に関する活動を行う民間の団体の当該活動に要する費用(前条第一項第六号の委託及び同条第三項の委託に係る委託費の対象となる費用を除く。)の全部又は一部を補助することができる。

(国の負担及び補助)

第二十二條 国は、政令で定めるところにより、都道府県が第二十条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第一号及び第二号に掲げるものについては、その十分の五を負担するものとする。

2 国は、予算の範囲内において、次に掲げる費用の十分の五以内を補助することができる。

一 都道府県が第二十条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第三号及び第五号に掲げるもの（女性相談支援センターを設置する指定都市にあつては、同項第三号に掲げるものに限る。）

二 市町村が第二十条第二項の規定により支弁した費用

3 国は、予算の範囲内において、都道府県が第二十条第一項の規定により支弁した費用のうち同項第六号に掲げるもの及び市町村が同条第三項の規定により支弁した費用並びに都道府県及び市町村が前条第二項の規定により補助した金額の全部又は一部を補助することができる。

第五章 罰則

第二十三条 第九条第八項又は第十五条第五項の規定に違反して秘密を漏らした者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

附 則 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、令和六年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 次条並びに附則第三条、第五条及び第三十八条の規定 公布の日

二 附則第三十四条の規定 この法律の公布の日又は児童福祉法等の一部を改正する法律（令和四年法律第六十六号）の公布の日のいずれか遅い日

三 略

四 附則第三十六条の規定 この法律の公布の日又は刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律（令和四年法律第六十八号）の公布の日のいずれか遅い日

（検討）

第二条 政府は、この法律の公布後三年を目途として、この法律に基づく支援を受ける者の権利を擁護する仕組みの構築及び当該支援の質を公正かつ適切に評価する仕組みの構築について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

2 政府は、前項に定める事項のほか、この法律の施行後三年を目途として、この法律の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

（準備行為）

第三条 厚生労働大臣は、この法律の施行の日（以下「施行日」という。）前においても、第七条第一項から第三項までの規定の例により、基本方針を定めることができる。この場合において、厚生労働大臣は、同条第四項の規定の例により、これを公表することができる。

2 前項の規定により定められ、公表された基本方針は、施行日において、第七条第一項から第三項までの規定により定められ、同条第四項の規定により公表された基本方針とみなす。

（婦人補導院法の廃止）

第十条 婦人補導院法は、廃止する。

（婦人補導院法の廃止に伴う経過措置）

第十一条 旧婦人補導院法第十二条の規定による手当金の支給及び旧婦人補導院法第十九条の規定による遺留金品の措置については、なお従前の例による。この場合において、これらに関する事務は、法務省令で定める法務省の職員が行うものとする。

(政令への委任)

第三十八条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (令和四年六月一五日法律第六六号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、令和六年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第七条、第八条及び第十七条の規定 公布の日

(罰則に関する経過措置)

第十六条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第十七条 附則第三条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。

附 則 (令和四年六月一七日法律第六八号) 抄

(施行期日)

1 この法律は、刑法等一部改正法施行日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第五百九条の規定 公布の日

和歌山県困難な問題を抱える女性支援基本計画
令和6年4月

(発行) 和歌山県共生社会推進部 こども家庭局 多様な生き方支援課
〒640-8585 和歌山市小松原通一丁目1番地
電話 073-432-4111 (代表)
